

帯広市一般廃棄物処理基本計画（骨子）

令和元年8月19日

厚生委員会資料

作成部課 市民環境部 清掃事業課

基本的事項

1 背景と策定目的

○「第三期帯広市一般廃棄物処理基本計画」策定(平成22年3月)以降の動き

- 国では「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ライフサイクル全体での徹底した資源循環などを目指す将来像として示している。
- 近年、食品ロスやプラスチックごみの削減など、廃棄物の減量がより強く求められる時代となっている。

○帯広市の現状

- 近年、ごみの排出量は、家庭ごみ一部有料化により減少した以降は横ばいで推移している。

○計画策定の目的

これまでの取組や課題を踏まえ、今後10年間の帯広市や社会情勢を見据えて一般廃棄物の減量・資源化に係る具体的な施策をより一層推進するため、新たな計画を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものであるとともに、廃棄物処理に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定するもの。

3 計画期間

2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間とする。なお、計画期間における新中間処理施設の稼働や社会状況の変化により、廃棄物の処理に関わる状況に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すこととする。

4 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関する部分(ごみ処理基本計画)と、生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画)により構成する。

ごみ処理に関する部分(ごみ処理基本計画)

1 基本理念

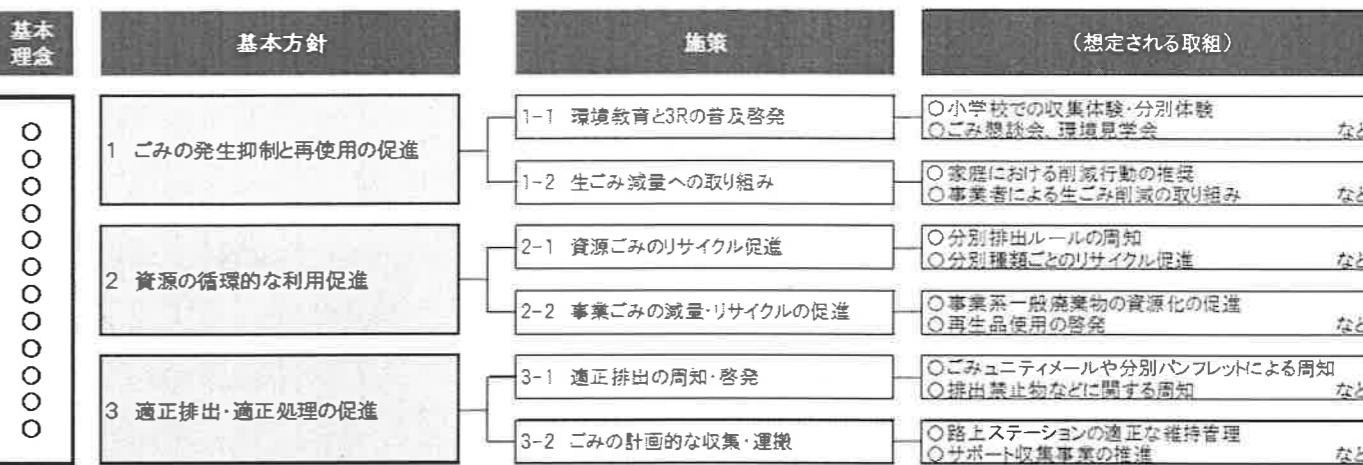
市民・事業者・行政が共通認識のもとでそれぞれの役割を果たし、連携しながら、廃棄物の発生抑制や、資源物の再生利用のほか、廃棄物の適正処理を推進することにより、人と環境が共生するまちづくりを実現するため、次のとおり基本理念を定める(原案にて報告)。

2 目標の設定

国が示す一般廃棄物の減量化の目標等を踏まえ、以下の3つの視点から2029(令和11)年度の目標値を定める(原案にて報告)。

視点	指標例	基準年(H30)
ごみの発生抑制	1人1日あたりのごみ排出量	935g/人・日
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	447g/人・日
資源化の促進	リサイクル率	24.7%
環境負荷の低減	最終処分量	7,598t/年

3 施策体系と想定される取組



生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画)

1 基本方針

地域の特性、周辺環境、住民の要望、経済性等を考慮しつつ、以下の事項に基づき、生活排水処理をすすめる。

- 下水道区域の未接続家屋(個人で浄化槽を設置している場合を含む。)への接続指導、下水道の利用促進
- 下水道整備の対象外の地域では、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業等による生活排水処理の推進
- 単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への転換指導

2 目標の設定

第三期計画における取組状況を踏まえ、指標及び目標値を設定する(原案にて報告)。

指標例	基準年(H30)
生活排水処理率	97.8%

3 想定される取組

- 各地区の実情に応じた生活排水の処理方式の採用
- 状況に応じた効率的なし尿・汚泥の収集体制の検討
- 十勝圏複合事務組合と連携したし尿・汚泥の適正な処理など

<計画策定までのスケジュール>

令和元年 7月	帯広市廃棄物減量等推進審議会に骨子を報告
8月	厚生委員会に骨子を報告
10月	帯広市廃棄物減量等推進審議会に原案を報告
11月	厚生委員会に原案を報告
12月	パブリックコメント実施
令和2年 1月	帯広市廃棄物減量等推進審議会にパブリックコメントの結果及び最終案を報告
2月	厚生委員会にパブリックコメントの結果及び最終案を報告
3月	計画決定